

後期中等教育の漸進的な無償化に向けて

2013年1月7日

公教育計画学会

公教育計画学会は、「高校等への授業料無償化について」（2009年12月10日）、「高等学校等就学支援金の支給対象から朝鮮高級学校を除外することに反対します」（2010年3月7日）、「国際人権規約 A-13 条 2 (b) (c) の留保解除を歓迎」（2012年10月26日）など公教育の無償化に向けた声明を行ってきました。しかし、2012年12月16日の衆議院選挙による自民党の圧勝、12月26日の安倍政権の誕生で、公教育の無償化への画期的な政策である高校授業料の無償化が危機に瀕しようとしています。その一つは、朝鮮高級学校やブラジル（人）学校などへの就学支援金の課題です。もう一つは、所得制限を掛ける課題です。

- 1、文部科学省は「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金に関する法律施行令の一部を改正する政令」案に関するパブリックコメントの実施を2012年12月28日に行いました。

各種学校であって、日本に居住する外国人を専ら対象とする支給対象に関する範囲を定めた施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号では、現在3つの類型が示されています。

(イ) 大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの（民族系外国人学校）。これは、日本の高校と同様の教育課程であることを、大使館を通じて（つまり国交のある国と）確認のうえに支給対象とするものです。

(ロ) 国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの（インターナショナル・スクール）。これは、国際的な学校（教育）評価機関が、日本の教育課程と同等と認証することで、支給対象とするものです。どこの国にも属さないインターナショナル・スクールが該当します。

(ハ) イ、ロのほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの。文部科学大臣が日本の教育課程と同等と認めれば、支給対象とするものです。朝鮮高級学校はここに類別されています。つまり、国交がないことから（イ）には該当しないけれども、日本にある朝鮮高級学校は6・3・3制をとっているため、日本と同様の教育課程を行っているかと判断できるのです。しかし、2010年11月23日の延坪島砲撃事件を契機として認可の判断が凍結されてきました。

今回の法律施行令の一部改正の意向は、この（ハ）そのものを削除してしまうこと

によって、朝鮮高級学校の認可基準を排除してしまうことにあります。国交関係の存在しない台湾に関しては大使館に代わるところの確認によって中華学校を対象として認定します。これまでも「高等学校等就学支援金の支給対象から朝鮮高級学校を除外することに反対します」で指摘したように国際政治的な対応による判断がされてきていましたが、新政府による改正は決定的な排除の政治であるといえます。

このような強引な対応は、2012年9月11日に13条関係が留保解除された国際人権規約の趣旨から見ても、批判される内容です。国際人権規約では、人種や国籍による差別を認めてはいません。今回の法律施行令の一部改正の実施を取りやめるだけでなく、朝鮮高級学校に通う児童生徒への就学支援金の支払いを至急実施することを求めます。あわせて、学校施設基準等の関係から各種学校として認可されないために就学支援金対象校となっていないブラジル（人）学校に対しても、支給の道を拓くことを求めます。

2. 所得制限の導入は自民党の選挙公約でした。下村博文文部科学大臣は記者会見で所得制限に関して「14年度以降、速やかに実現したい」と述べています（2012年12月27日）。経費約4000億円のうち所得制限で不必要となった分を、奨学金など低所得者向けの施策に充当したいとの考えを示しています。中等教育に関して留保解除した国際人権規約13条の2(b)には、「すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」と書かれています。留保解除の国連への通告によって、「日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。」と宣告しています。

にもかかわらず半年も経たないうちに漸進的な導入を後退させる政策に転換しようとしています。このことは、外務大臣が国際連合事務総長に留保撤回を通告した「日本政府としての意思」に対して、交代した政権がその意思を打ち消そうとするものであり、国際的な信用を損なうものです。

公教育は無償化に向けて改善をしていくことが望まれるのであって、所得制限を設けるのでは、趣旨が相違してしまいます。保護者の貧富の格差による教育機会の制限を改善するのは、授業料による徴収・非徴収を区分することによって実現すべきものではありません。所得格差は、所得税・財産税等の税制において、つまり高額所得者への累進課税の強化によって是正すべきであって、公教育の給付場面での是正措置を行うのは、無償化の理念から遠ざかるものです。授業料を払う富裕階層の生徒が、無償の対象の生徒に対して優越的な感情を起すことも十分に想定できます。また、所得による支給の是非の論理がまかり通れば、やがて義務教育において無償で配布されている教科用図書に関しても所得制限が実施されることにつながりかねません。

所得制限を掛けることは、保護者全員からの所得証明を徴収することでもあります。地方自治体からの証明書発行には保護者にとって経費が掛かかります。また、高校の事務職員は人員削減が続き、年度当初の膨大な認定作業に耐えられる人員配置とはなっていません。

現在でも、各種学校の認定、あるいは省令 3 類別の (ハ) 解釈によるものだけではなく、留年者への授業料発生、さらには、13 条の 2 (b) 「種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）」の解釈を拡げて、中途退学者や高校へ進学しない若者の技術的、職業的分野での後期中等教育をどのように財政的に保障していくのか、という課題が存在しています。今後は漸進的な導入の実現に向けてひとつひとつ改善していくことにこそ心血を注ぐべきではないでしょうか。

貧困、民族、国籍による公教育への排除をもたらす「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金に関する法律施行令の一部を改正する政令」の一部改正と所得制限の導入とに反対するとともに、国際人権規約 A-13 条 2 (b) (c) の留保解除を具体化するために漸進的な後期中等教育の無償化に向けた取り組みを強化することを、公教育計画学会は求めます。